

福井地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

福井地区において、令和5年10月25日からタクシー運賃の改定を実施（増収率15.52%）いたしました。これによる改定後6ヶ月間におけるタクシー運転者の労働条件の改善について、次のとおり公表します。

1. 運賃改定をした事業者

44社

※44社中、事業を譲渡した1社、事業を休止している1社は本公表対象外としています。

2. 全運転者にかかる運転者1人平均時間賃金の支給率の変動状況

115.05%

(算式)

$$\frac{\text{全運転者にかかる運賃改定実施後6ヶ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者にかかる運賃改定実施後6ヶ月間の総乗務時間数}} \div \frac{\text{全運転者にかかる前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者にかかる前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$

(期間) 令和5年12月～令和6年5月の6ヶ月間

3. 支給率の変動状況の分布 (全運転者)

+20%以上	+10%以上 +20%未満	0%以上 +10%未満	-10%以上 0%未満	-10%以下	計
12	12	11	6	1	42

42事業者の分布

4. その他

・労働者負担の軽減

- 安全性向上と疲労軽減化のためハイグレード車に入れ替えた（1社）
- 疲労軽減のためマニュアル車をオートマチック車に入れ替えた（1社）
- 洗車負担軽減のため高圧洗浄機及びブロワーを導入した（1社）
- 自動日報作成機能付き料金メーターに交換した（13社）
- 障がい者割引運賃相当分を会社負担にした（1社）
- 個人所有携帯電話通信費の一部を会社負担にした（1社）

・その他

- メタボ体型従業員等のジム入会費用を全額会社負担にした（1社）
- 衝突被害軽減装置等装備車を導入した（1社）
- 労働時間を短縮した（1社）